

福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業 申請書等作成マニュアル

令和8年4月1日
福島県地域医療課・薬務課

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、福島県内に所在する有床診療所、無床医科・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション（賃上げ支援のみ）を対象として、事業の制度や、申請書等の記載方法について説明しています。

申請を行う場合は、必ず本マニュアルの内容を確認してください。

2 事業概要

本事業は、物価上昇の影響を受けて厳しい経営状況にある医療機関等に対し、物価上昇分の診療や調剤に係る経費を補助するとともに、物価を上回る賃上げに必要な支援を行うため、支援対象施設に対し給付金を支給するものです。

3 支援内容

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に対し、施設の種別に応じた給付金を給付します。

給付金は物価支援と賃上げ支援の2つの区分されており、本マニュアルにおいては、交付要綱に記載されている「診療所等物価支援事業」、「診療所等賃上げ支援事業」をそれぞれ「物価支援」、「賃上げ支援」とします。

【物価支援について】

(1) 有床診療所（医科・歯科）

給付額：1床につき13,000円（ただし、病床数が13床以下の場合は1施設につき170,000円とします。）

※ 病床数は、医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって、令和7年8月1日時点の病床数とします。ただし、医療施設経営強化緊急支援給付金（病床数適正化支援事業）により同年8月2日以降に削減した病床数を除きます。（以下同じ。）

(2) 無床診療所（医科・歯科）

給付額：1施設につき170,000円

(3) 保険薬局

店舗数に応じて以下のとおり支給します。

給付額：1店舗以上5店舗以下 1施設につき85,000円

6店舗以上 19店舗以下 1施設につき75,000円

20店舗以上 1施設につき50,000円

※ 保険薬局の店舗数は、厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の、所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む）とします。ただし、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、申請時点で運営している店舗数とします。（以下同じ。）

【賃上げ支援について】

＜支給要件＞

- ① 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれか）を届け出ている施設であること。
- ② 薬局は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設であること。
- ③ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設であること。

※ ②及び③における誓約は、診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書（別紙様式2-2（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することにより確認する。

＜給付額＞

（1）有床診療所（医科・歯科）

給付額：1床につき72,000円（ただし、病床数が2床以下の場合は1施設につき150,000円とします。）

（2）無床診療所（医科・歯科）

給付額：1施設につき150,000円

（3）訪問看護ステーション

給付額：1施設につき228,000円

（4）保険薬局

店舗数に応じて以下のとおり支給します。

給付額：1店舗以上5店舗以下	<u>1施設</u> につき145,000円
6店舗以上19店舗以下	<u>1施設</u> につき105,000円
20店舗以上	<u>1施設</u> につき70,000円

4 給付金の申請者

給付金の申請は交付対象の施設単位での申請となります。複数の交付対象となる施設等を運営する法人又は個人は、施設等ごと（薬局については開設者毎に一括して）に申請してください。（法人単位でまとめて申請書を郵送することは可能です。）

5 給付金申請期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで（当日消印有効）

6 申請の方法等

（1）申請書

申請書（様式第1号又は様式第2号及びそれに付随する別紙様式）は、福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業事務局のホームページからダウンロードしてください。

【物価支援】

<共通>

福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業（診療所等物価支援事業）給付金支給申請書兼実績報告書（第1号様式）

※ 第1号様式は、薬局とそれ以外で申請書が分かれています。

<有床診療所>

診療所等物価支援事業申請額算定報告書（別紙様式1-1（有床診療所））

<無床医科・歯科診療所>

診療所等物価支援事業申請額算定報告書（別紙様式1-2（無床診療所））

<薬局>

診療所等物価支援事業申請額算定報告書（別紙様式1-3（薬局））

【賃上げ支援】

<共通>

福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業（診療所等賃上げ支援事業）給付金支給申請書兼実績報告書（第2号様式）

※ 第2号様式も、薬局とそれ以外で申請書が分かれています。

<有床診療所>

診療所等賃上げ支援事業申請額算定等報告書（別紙様式2-1（有床診療所）及び別紙様式2-1-1（有床診療所））

<無床医科・歯科診療所>

診療所等賃上げ支援事業申請額算定等報告書（別紙様式 2 - 1（無床診療所）
及び別紙様式 2 - 1 - 1（無床診療所）

<訪問看護ステーション>

診療所等賃上げ支援事業申請額算定等報告書（別紙様式 2 - 1（訪問看護ス
テーション）及び別紙様式 2 - 1 - 1（訪問看護ステーション）

<薬局>

診療所等賃上げ支援事業申請額算定等報告書（別紙様式 2 - 1（薬局）

※ 薬局は開設者毎に一括して申請してください。

（2）添付書類

ア：全施設共通

振込口座の通帳等の写し（通帳の表紙及び見開きにより口座番号、口座名義
等が確認できるページ）

イ：該当する場合のみ

委任状（法人等の代表者から医療機関等の対象施設に対し、本給付金の受領
等の一切の権限に係る委任を委任する場合）

（3）申請書等の作成

別添「記入例」を参照の上、申請書等を作成してください。

※保険医療機関コードの入力方法をよく御確認ください。

（4）申請書等の提出

申請書等の作成完了後、添付資料を添えて申請受付締切日までに下記の宛先に
郵便でお送りください。

なお、特定記録郵便など追跡可能な郵便方法で送付していただくことをお勧め
します。

また、提出先を郵便局留めとしている都合上、郵便以外の提出は受付できませ
んので御注意ください。

<郵送先>

〒960-8043

福島県福島市中町 1-19

福島中町郵便局留

「福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業事務局」宛

（5）申請書等の提出後の補正

県において申請書等一式を受理後、申請内容の審査を開始します。申請書等内
容に不備や確認事項がある場合は、個別に連絡の上、補正等の対応を行って
いただきます。

また、申請書等の審査後は、原則、申請書内容の補正や追加等を行うことがで

きませんので、申請書等の内容に誤りや不足等がないよう、提出前に十分確認をお願いします。

7 賃上げ支援における実績報告について

賃上げ支援の給付を受けた対象施設は、県交付要綱第9条に基づき、下記の書類を令和8年6月1日から同年8月1日までの間に必ず提出してください。

なお、実績報告の具体的な提出方法等については、令和8年5月末までに福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業事務局のホームページ等にて別途御案内する予定です。

＜全施設共通＞

- (1) 福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業賃金改善報告書（第4号様式）
- (2) 診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書（別紙様式2-2（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））

＜該当施設のみ＞

診療所等賃上げ支援事業における令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、上記(1)・(2)の書類に加えて、次の書類を提出してください。

- (3) 診療所等賃上げ支援事業2.0%超部分算定シート（別紙様式2-3（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））

8 交付決定の取消し及び給付金の返還要件

この給付金の交付決定を受けた時、物価支援及び賃上げ支援の各事業において下記の要件に該当する場合は、給付金の全部又は減額分の返還を求めます。

【物価支援】

- (1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）
- (2) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
- (3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

【賃上げ支援】

- (1) 給付金の用途の確認の結果、支給額の全部又は一部が県交付要綱第6条の内容に充てられていなかった場合
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）
- (3) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続して

いる等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(4) 給付金の支給を受けた後に支援対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなった場合

(5) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

9 その他

(1) 厚生労働省及び県が作成した Q&A を県地域医療課ホームページに掲載しておりますので、事業の取扱いに不明な点がある場合は、参照してください。

(2) 給付金の支給を受けた支援対象施設等は、給付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、給付金の額の確定の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないこととされています。

10 交付決定通知及び振り込みについて

申請内容の審査の結果、適正と認められる場合は、交付決定を行い、交付決定額を申請者へ通知するとともに、指定の口座に給付金をお振り込みします。

給付金の振り込みについては、申請書等の審査完了から振り込みまで約1か月程度を想定していますが、「申請書の補正等で審査に時間を要する」、「申請が多数集中した」等の理由により、振り込みが遅れる場合がありますことを御了承ください。

11 問い合わせ窓口

御不明な点がある場合は、本給付金の専用事務局を設けておりますので、下記コールセンターへ御連絡ください。

【福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業事務局（コールセンター）】

電話番号：080-2186-6812

受付時間：月曜日から金曜日 9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

※ 県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について、「株式会社 JTB 福島支店」へ委託して実施しております。